

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第三部会（第15回） 議事要旨

1. 日 時 平成20年8月5日（火）13時30分から16時00分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者
（委 員）柿内委員、山崎委員、橋口（和）委員、上川委員
（総務省）中村事務室長、中村主任調査員、福元主任調査員ほか
4. 主な議題
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年8月19日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第29回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月6日（水）13時30分から16時53分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）黒沢部会長、田中部会長代理、上久木田委員、横山委員
（総務省）中村事務室長、下地頭所主任調査員ほか
4. 主な議題
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
（2）部会として、厚生年金事案4件について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回は、平成20年8月20日（水）に開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第28回）議事要旨

1. 日 時：平成20年8月7日（木）13時20分から15時20分
2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者
（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、橋口（矩）委員
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、中村主任調査員ほか
4. 主な議題
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年8月21日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第三部会（第16回） 議事要旨

1. 日 時 平成20年8月19日（火）13時30分から16時00分

2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室

3. 出席者

（委 員）柿内委員、山崎委員、上川委員

（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、中村主任調査員、福元主任調査員ほか

4. 主な議題

(1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5. 会議経過

(1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年8月26日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第30回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月20日（水）13時30分から16時45分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）田中部会長代理、上久木田委員、横山委員
（総務省）中村事務室長、下地頭所主任調査員ほか
4. 主な議題
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
（2）部会として、厚生年金事案5件について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回は、平成20年8月27日（水）に開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第29回）議事要旨

1. 日 時：平成20年8月21日（木）13時30分から16時25分
2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者
（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、橋口（矩）委員
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、中村主任調査員ほか
4. 主な議題
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件を決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年8月28日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第三部会（第17回） 議事要旨

1. 日 時 平成20年8月26日（火）13時30分から16時00分

2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室

3. 出席者

（委 員）柿内委員、山崎委員、牛ノ濱委員

（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、中村主任調査員、福元主任調査員ほか

4. 主な議題

(1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議

(2) その他

5. 会議経過

(1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成20年9月2日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第31回）議事要旨

1. 日 時 平成20年8月27日（水）13時30分から16時35分
2. 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会 会議室
3. 出席者
（委 員）黒沢部会長、田中部会長代理、上久木田委員、横山委員
（総務省）中村事務室長、下地頭所主任調査員ほか
4. 主な議題
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
（2）部会として、厚生年金事案5件について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回は、平成20年9月3日（水）に開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第30回）議事要旨

1. 日 時：平成20年8月28日（木）14時50分から16時55分
2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者
（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、橋口（矩）委員
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、中村主任調査員ほか
4. 主な議題
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
5. 会議経過
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年9月4日（木）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕